

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年四月九日法律第二五号)

一、提案理由(平成一五年三月二五日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣

……………(略)……………

続いて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行おうとするものでありまして、以下、簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、同市に設立されているさいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域について変更を行おうとするものであります。

第二点は、簡易裁判所の名称の変更であります。裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃止し、その区域をもって周南市が置かれることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に変更しようとするものであります。

第三点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、同法別表第四表及び第五表について必要とされる整理を行うものであります。

以上が、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一五年三月二七日)

山本有二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、管轄区域や名称を変更するとともに、管轄区域等の表示について所要の整理を行おうとするものであります。

両案は、去る十八日本委員会に付託されたもので、二十五日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日両案に対しそれぞれ吉田幸弘君外一名から、自由民主党及び公明党の共同提案による、施行期日を公布の日に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、質疑及び討論の申し出もないことから、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は可決され、両案はいずれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年三月二六日）

（裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平一五法二四）の委員会修正の提案理由と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（平成一五年四月二日）

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものであります。

なお、両法律案は、衆議院において、施行期日に関する修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、司法制度改革に伴う裁判官増員の必要性、裁判員制度における速記制度の在り方、いわゆる判検交流の現状、裁判所に関する立法の在り方、刑務所在監者の処遇問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。